

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

固定資産税の対象となる償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告していただくことになっています（地方税法第383条）。

この手引等を参照のうえ、申告書のご提出をお願いします。

提出期限 令和7年1月31日（金）

申告書提出先 及び 問い合わせ先	糸魚川市役所 市民課 固定資産税係（1階） 〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号 電話 025-552-1511（内線 2147, 2148） 能生事務所 住民係 電話 025-566-3111 青海事務所 住民係 電話 025-562-2260
提出方法	(1) 郵送 受付印を押印した申告書の控えが必要な場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。 (2) 上記記載の窓口へ持参 (3) 電子申告（地方税ポータルシステム：eLTAX） eLTAX（エルタックス）により、申告データを送信していただく方法です。 eLTAXの利用、登録等の詳しい情報は地方税共同機構のホームページ（ https://www.eltax.lta.go.jp/ ）をご覧ください。

目 次

1 償却資産とは	1
2 建築設備における家屋と償却資産の区分	2
3 申告の対象となる資産	3
4 申告の対象とならない資産	3
5 償却資産の申告対象となる特殊自動車	4
6 申告していただく方	4
7 提出する書類	4
8 固定資産税と国税（法人税・所得税）の主な違い	5
9 マイナンバーの取扱いについて	5
10 課税標準の特例、非課税及び減免について	6
11 調査協力をお願い	6
申告書記載例・明細書記載例・電子申告（eLTAX）の留意点	7～10

1 償却資産とは

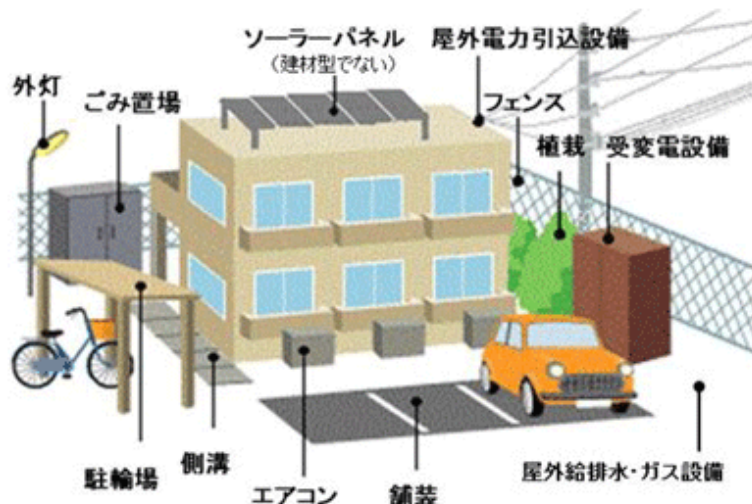
固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。

「事業用の資産」とは、所有者が自己の事業のために使用している資産だけでなく、事業として他人に貸付する資産も含まれます。

具体的には、法人や個人で会社や工場、商店などを経営している方や店舗、駐車場等の不動産賃貸業を営んでいる方が、その事業のために使用している構築物、機械、工具、備品などのことをいいます。

【償却資産の種類と具体例】

資産の種類			主な資産の名称
1	構築物	構築物	舗装路面、広告塔、門・塀・緑化施設等の外構工事、ゴルフ練習場設備等
		建物附属設備	受変電設備、給排水設備、冷暖房設備、衛生設備等の建築設備のうち、償却資産として取り扱うもの 賃借人（テナント）が貸ビル、貸店舗等に施工した内装、造作等（2ページ参照）
2	機械及び装置		製造機械設備、工作設備、印刷機械等の産業用機械及び装置類 ブルドーザー等の大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09 及び 000～099」）
3	船舶		漁船、釣船、モーターボート、遊覧船等
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「9、90～99 及び 900～999」）、貨車、客車等
			※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く。
6	工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容・美容機器、LAN 設備、応接セット、自動販売機、映像音響機器、室内装飾品、取付工具等、各種工具等



2 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、空調設備、給排水設備等の建築設備（家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税では内容により、家屋と償却資産に区分して評価しています。

《家屋と設備等の所有者が同じ場合》

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。次表の「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。

《家屋と設備等の所有者が異なる場合》

賃借人（テナント）等が取り付けした内装、造作及び建築設備等については、地方税法第 343 条第 10 項により、賃借人等が償却資産として申告してください。

この場合、次表で「家屋に含めるもの」に記載された設備も申告対象です。

【家屋と償却資産の区分表】（家屋の所有者と設備の所有者が同じ場合）

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式（配線・配管を含む。）	-
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備（配線・配管を含む。）	-
	動力配線設備	工場用又は業務用動力配線設備	左記以外の屋内配線
	中央監視制御装置	装置一式（配線・配管を含む。）	-
	照明設備	ネオンサイン、スポットライト、外灯	屋内照明設備、分電盤
	電話設備	電話機、交換機等の装置	配線及び配管
	拡声設備	マイクロホン等の機器類	配線及び配管
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・機器類	配線及び配管
空調設備		ルームエアコン	家屋と一体の設備（埋込式）
消火設備	屋内消火栓設備	ホース及びノズル、消火器	消火栓等の設備
給排水設備	給排水設備	井戸、独立高架水槽、屋外給排水配管、生産事業用設備	屋内の設備（揚水・排水ポンプ、止水栓、給水栓配水管、高架水槽）
給湯設備	局所式給湯法	湯沸器、貯湯槽、ボイラー	-
	中央式給湯法	独立煙突及び煙道、ボイラー（事業用）	貯湯槽、配管
運搬設備		ベルトコンベア	家屋と一体の設備一式（エレベーター等）
その他設備	衛生設備	浄化槽	浴槽設備
	間仕切り	設置、移動、撤去ができるもの	家屋と一体で取外し困難なもの
	厨房設備	顧客の求めに応じて調理するための厨房設備（飲食店、旅館、病院等）	左記以外

※ 上の表は一般的な設備について例示したものです。特殊な設備では異なる場合があります。

3 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在で、事業の用に供することができる資産のうち、以下の要件に当てはまる資産が申告の対象になります。

(1) 土地、家屋以外の有形固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

《注意》 次のような資産も申告の対象になります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後に取得された資産で、1月1日（賦課期日）までに固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていないが、減価償却が可能な資産）
- ④ 償却済資産（減価償却を終えているが、事業の用に供することができる資産）
- ⑤ 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
- ⑦ 借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産
- ⑧ 福利厚生施設、社員研修施設等に係る資産
- ⑨ 清算中の法人が所有する償却資産のうち、清算事務の用に供されている資産及び他人に貸付している資産

(2) 耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円（取得時期によっては20万円）以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
個人	H11.1.1以降	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人	H10.4.1以降	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

※ 中小企業者などが、租税特別措置法を適用して損金算入した取得価額30万円未満の減価償却資産については、固定資産税の申告対象になります。

4 申告の対象とならない資産

次の資産は、固定資産税の対象にならないため、申告は不要です。

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産（例：小型フォークリフト）
- ② 無形固定資産（例：特許権、漁業権、ソフトウェア）
- ③ 繰延資産（例：開業費）
- ④ 少額資産など（上部記載の「3 申告の対象となる資産（2）」の表を参照）

5 償却資産の申告対象となる特殊自動車

特殊自動車（農耕作業用自動車を除く。）は、車両の大きさと最高速度によって小型・大型に分類されます。このうち大型特殊自動車は、償却資産の申告の対象となります。ナンバープレートの有無にかかわらず、全て申告してください。

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
一般用 ・建設用	フォークリフト、ショベルローダ（バックホウなど）、タイヤローラ、ロードローラ、ロータリ除雪自動車等	下の項目に一つでも該当する場合 ①車両の長さが4.7mを超えるもの ②車両の幅が1.7mを超えるもの ③車両の高さが2.8mを超えるもの ④最高速度が15 km/hを超えるもの
農耕作業用	乗用田植機、農耕トラクタ、薬剤散布車、コンバイン等	最高速度が35 km/h以上のもの ※長さ・高さ・総排気量の基準なし
※ 上記の大型特殊自動車の基準を超えないものは「小型特殊自動車」に該当し、軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産の申告対象外となります。		

【農耕作業用自動車のアタッチメントについて】

農耕作業用自動車に取り付けて用をなす機械装置（アタッチメント）については、自動車本体と一体で使用されるため、農耕作業用自動車と機械装置の所有者が異なる場合は、償却資産の申告が必要です。

農耕作業用自動車（小型特殊自動車）	アタッチメントの申告
自己所有	不要
自己所有以外（借用等）	必要

6 申告していただく方

令和7年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

廃業、解散、転出された場合も償却資産申告書の右下備考欄にその旨を記入して申告してください。また、資産の増減がない方も申告書の提出をお願いします。

7 提出する書類

【前年度までに申告されている方】

申告者の区分	提出書類（○）		申告書の備考欄・留意事項
	償却資産 申告書	種類別明細書	
資産の異動がある方 （増加、減少、訂正等）	○	○	種類別明細書に記入してください。
資産の異動がない方	○	○	「変更なし」と記入してください。
申告すべき資産がない方	○		「該当資産なし」と記入してください。
事業をやめた方（廃業、 解散、転出等）	○	○	「廃業」や「解散」等と記載し、異動年月日を記入してください。 （例：廃業 令和6年5月31日）

【初めて申告される方】

申告者の区分	提出書類（○）		申告書の備考欄・留意事項
	償却資産 申告書	種類別明細書	
申告する資産がある方	○	○	種類別明細書に全ての資産を記入してください。
申告する資産がない方	○		「該当資産なし」と記入してください。

【電算処理により申告される方】

申告者の区分	提出書類（○）		申告書の備考欄・留意事項
	償却資産 申告書	種類別明細書	
自社電算処理方式により申告する方	○	○	全ての資産について評価額を算定し、全資産の明細を添付してください。

8 固定資産税と国税（法人税・所得税）の主な違い

項目	固定資産税	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法（法人税法等の旧定率法で用いる償却率と同様）	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算評価）

9 マイナンバーの取扱いについて

申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）については、番号法に定める本人確認が必要となりますので、申告の際には以下の本人確認資料をお持ちください。郵送の場合には本人確認資料の写しの添付をお願いします。なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく際は確認資料の添付は不要です。

【本人が申告書を提出する場合（例）】 ①又は②をご提示ください。

- ① 本人の個人番号カード
- ② 運転免許証、パスポートなどの顔写真付身分証明書

【代理人が申告書を提出する場合（例）】 ③、④をご提示し、⑤はご提出ください。

- ③ 本人の個人番号カード（両面）の写し
- ④ 代理人の運転免許証などの顔写真付身分証明書
- ⑤ 本人からの委任状

10 課税標準の特例、非課税及び減免について

(1) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます（先端設備、内航船舶など）。該当する資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に明記してください。次表をご参照ください。

(2) 非課税となる資産

地方税法第 348 条、同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります（社会福祉法人の保育施設・障害者施設、宗教法人の宗教施設、学校法人の教育施設等で使用する資産など）。

(3) 固定資産税の減免

糸魚川市市税条例第 57 条に規定する要件を満たす場合に、固定資産税が減免される場合があります（災害による被害など）。

【課税標準の特例の一例】

適用条項 (地方税法)	資産の種類	取得時期	特例率	添付書類 (初回のみ必要※)
附則第 15 条 第 45 項	先端設備等導入計画に基づき導入した先端設備	(賃上げ表明なし) R 5. 4. 1 ~ R 7. 3. 3 1	最初の 3 年度 1/2	・先端設備等導入計画に係る認定申請書及び認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し（確認書は認定支援機関より取得してください。） ※賃上げ方針を表明した場合は、表明したことがわかるもの ※リース会社が特例の届出をする場合、上記に加え以下の書類を提出してください。 ・リース契約書の写し ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し
		(賃上げ表明あり) R 5. 4. 1 ~ R 6. 3. 3 1	最初の 5 年度 1/3	
		(賃上げ表明あり) R 6. 4. 1 ~ R 7. 3. 3 1	最初の 4 年度 1/3	

※ 添付書類は、新規で特例の適用を受ける年にご提出ください（2 年度目以降は添付不要です）。

11 調査協力をお願い

糸魚川市では、提出いただいた申告内容を確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づく実地調査や、電話等による照会をさせていただきます場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、調査等に伴い、申告誤りや申告漏れ等が判明した場合、修正申告をお願いすることがあります。資産を取得された年の翌年度（最大 5 年度分）まで遡及する場合がありますので、ご承知おきください。